

東住吉区地域活動活性化促進事業業務委託【長期継続契約】

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業業務委託【長期継続契約】

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

大阪市では、市政改革計画「新・市政改革プラン」における改革の１つとして、「ニア・イズ・ベターの徹底」を掲げ、地域の実情や特性に応じたきめ細やかな地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援の実施に取り組むこととしている。

東住吉区においては、自律して活発に活動を進めている地域がある一方で、地域住民の参加が少ない地域や地域特性に応じた取り組みが進んでいない地域があり、各地域活動協議会の実情に即したきめ細やかな支援が必要とされている。また、担い手不足を解消し、地域活動協議会の認知度を高めるためには、幅広い住民の参画を促進する「開かれた組織運営」と「会計の透明性」の支援も必要である。

そして、このような支援を行うには、民間事業者の柔軟な立場を活かした地域活動協議会の人材育成、資金確保、組織運営等の支援及び地域活動協議会の構成団体の活動情報を発信する支援等が必要となる。

本委託事業は、地域活動協議会が民間事業者の上記支援を受けることによって、住み慣れた地域で人と人とがつながり合い、支え合うコミュニティ豊かな地域社会の実現、及び、多様な活動主体が「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもとで、相互に理解し信頼し合いながら地域課題の解消に取り組み、住民主体の自律的な地域運営が進められる地域社会の実現を目的とする。

（２）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）

金 15,377,000 円

各年度の上限額は下記のとおり

令和８年度 4,856,000 円

令和９年度 4,856,000 円

令和１０年度 4,856,000 円

令和１１年４・５月 809,000 円

※令和８年度以降の予算の編成過程で、金額が変更となる場合があります。

（４）契約期間

令和８年４月１日 ～ 令和１１年５月３１日（３８か月）

（５）履行場所

別紙「仕様書」のとおり

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書・経費内訳書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度の業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号もしくは第 3 号に該当する場合は免除
保証人 否

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点とし、かつ、その活動実績が証明できること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管

理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記（１）～（８）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 7 月 12 月 2 日（火）
・ 質問受付締切	令和 7 年 12 月 9 日（火） 17 時 30 分
・ 質問に対する回答	令和 7 年 12 月 16 日（火）（予定）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 12 月 19 日（金） 17 時 30 分
・ 参加資格決定通知	令和 7 年 12 月 24 日（水）（予定）
・ 企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 月 14 日（水） 17 時 30 分
・ 企画提案会（プレゼンテーション）	令和 8 年 2 月 3 日（火）（予定）
・ 選定結果通知	令和 8 年 2 月 10 日（火）（予定）
・ 契約締結・事業開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
・ 事業完了	令和 11 年 5 月 31 日（木）

6 応募手続き等に関する事項

（１）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和 7 年 12 月 2 日（火）～令和 7 年 12 月 19 日（金） 17 時 30 分まで

イ 提出書類

別紙 提出書類一覧表「参加申込にかかる提出書類」のとおり

ウ 提出方法

持参により、「9（２） 提出先、問合せ先」まで 1 部提出すること。（土・日・祝日を除く 9 時～17 時 30 分）

エ 参加資格決定通知 令和 7 年 12 月 24 日（水）（予定）に書面により通知する。

（２）質問の受付

質問がある場合は、別紙（質問票）「東住吉区地域活動活性化促進事業業務委託【長期継続契約】の公募型プロポーザルに関する質問票」により、令和 7 年 12 月 9 日（火）17 時 30 分までに電子メールにて「件名」を「東住吉区地域活動活性化促進事業業務委託質問」とし、下記まで送信すること。送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

受け付けた質問に対する回答については、令和 7 年 12 月 16 日（火）（予定）に東住吉区ホームページに掲載する。

（送信先）大阪市東住吉区役所区民企画課 メール：tv0012@city.osaka.lg.jp

（３）企画提案書等の提出

ア 受付期間

参加資格決定通知後～令和8年1月14日(水)17時30分まで

イ 提出方法

次の提出書類を持参により、下記「9(2) 提出先、問合せ先」まで9部(正1部、副8部)提出すること。(土・日・祝日を除く9時～17時30分)

正本：事業者名を記入したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの

または事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

ウ 提出書類

・様式 別紙「提出書類一覧表「企画提案にかかる提出書類」」のとおり

・提出部数 正本1部、副本8部 計9部

・その他

① 提案できる案は、1案のみとする。

② 副本8部については、事業者名、代表者名、所在地などは記載しない(もしくは黒塗りする)などして、提案者が推定できる記載を行わないこと。もし、推定できる記載があった場合は、当区において黒塗りする。

③ 応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれA4ファイルに綴って提出してください。添付書類については、原本とセットにして提出すること。

④ 企画提案書等は、PDF(.pdf) またはマイクロソフトワード(.docx)、マイクロソフトエクセル(.xlsx) のいずれかのデータ形式で電子媒体(CD-R)に格納し、提出すること。(1部)

7 企画提案会(プレゼンテーション)に関する事項

企画提案書等を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。ただし、災害発生時等は企画提案会を延期または中止する場合がある。また、企画提案書等提出後も延期・中止の判断をする場合がある。なお、企画提案会を中止した場合、書類審査により事業者を選定する。

・開催日時 令和8年2月3日(火)(予定)

・開催場所 東住吉区役所

・内容・方法 企画提案書等を使用して口頭による説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とし、1者あたりの説明時間は15分程度とする。

※企画提案会を欠席した場合、選定から除外する(企画提案会を中止した場合を除く)。

※開催日時・場所の詳細については、別途企画提案会参加事業者に通知する。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

審査項目	審査内容	配点
事業の企画内容	・目的及び業務内容、関係制度等の理解 ・事業計画、実施内容が地域の自主性につながるか	65点

	・業務手法が的確で、実現が可能か ・達成目標が明確で、地域毎の状況に応じて対応できる柔軟性があるか ・（重点取組※に関して）効果的な情報発信か	
事業の実施体制 （人員配置等）	・確実に遂行できる組織体制・運営基盤 等	15 点
類似事業の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積 等	10 点
費用積算根拠の 妥当性	・効率的で妥当な経費となっているか 等	10 点
合計 100 点		

※重点取組については、仕様書別表 1 に記載

（２）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学識経験者等外部の有識者により構成する東住吉区地域活動活性化促進事業選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査表に記載する項目・基準に沿って企画提案書等の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション方法については、「7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項」のとおり
- エ 審査の結果、全委員の合計の評価点が最も高い事業者を選定する。評価点が同点の事業者が複数いる場合は、委員の合議により決定する。
- オ 一委員でも合計の評価点が 6 割未満の場合は、事業実施予定者として選定しない。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 参加資格を有しないものが提案を行うこと。
- カ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- キ 企画提案書等の提出について、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ク 企画提案会を欠席すること。（企画提案会を中止した場合を除く。）
- ケ 経費内訳書に記載の額が「2（3）契約上限額」を上回っている場合。
- コ 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に、「4 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件に該当しなくなった場合。
- サ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書等は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に、協議の上、契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも合計の評価点が6割未満の場合は、受注予定事業者として選定しない。
- コ 契約の締結は、各年度の予算の成立を条件とする。上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 提出先、問合せ先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

大阪市東住吉区役所区民企画課（東住吉区役所5階54番窓口）

担 当：宮田 森本 岸岡

T E L：06-4399-9734

F A X：06-6629-4564

メール：tv0012@city.osaka.lg.jp